

飾的な型式に對して、始原的なものとして擧げられる程度であり、その年代についても、漠然と古式古墳に多いなどといはれるのみで、詳しく論じた研究を見ないものである。いま管見に存するわが國出土の鐵製素環頭大刀の中で、伴出遺物や古墳の状態の比較的明かなものを數へると、つぎの様な實例がある。

1 豐前國京都郡荊田町南原・石塚山古墳

緩かな傾斜地に作られた三段築成の前方後圓墳で、長さ約五〇間、前方部幅十五間、後圓部徑はこれに倍加し、高さ約五間といふ。葺石は認められるが、埴輪圓筒はまだ發見されてゐない。後圓部に扁平な小割石を用ひたらしい堅穴式石室があつて、長三間、深三尺餘、横幅上二尺、下三尺、左右石垣、其中ナル土ハ朱ノコトク穿見ルニ鏡十四面、劍鉞矢ノ根ノ類出ス」と傳へられてゐる。現存する遺物としては、日月天王三神三獸獸帶鏡及び四神四獸獸帶鏡など八面のほかに、銅鏃と鐵製素環頭大刀の斷片がある。^①

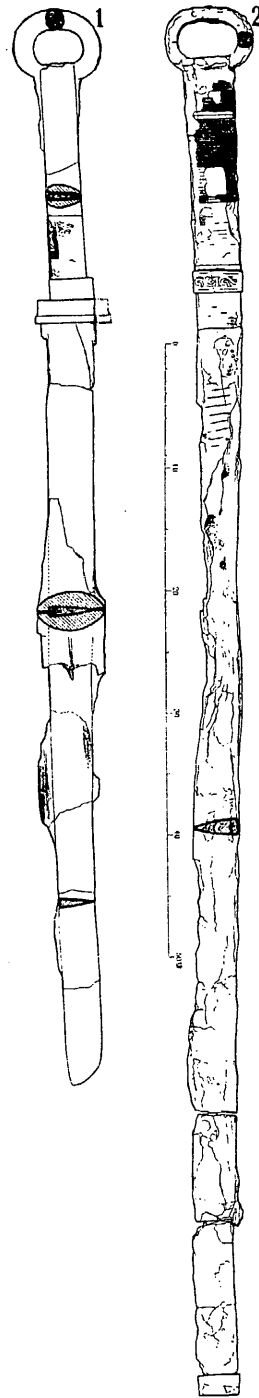
2 肥後國玉名郡彌富村繁根木古墳

傾斜地につくられた二段築成の圓墳で、直徑約一〇〇尺、高さ十五尺餘のものであつたと推定されてゐる。墳丘の南側に偏して、玄室と美道との間に前室を備へた横穴式石室があつて、主軸を東西におき、入口を西に向けてゐる。石室は扁平な板石を小口積みにした、この地方に多い構造のもので、玄室には周壁に沿ふて槨壁があり、またその上に石棚があつたと傳へてゐる。安政四年の頃、村民がこれに掘りあてて、眉庇付冑二(冑三と傳ふ)、横矧板鋌留短甲、頸甲、籠手または臍當二個、環頭大刀數口、鐵鏃多數が石棚の上にあるのを發見したといふが、環頭大刀については詳しい記述がない。

その後、明治十七、八年頃にいたつて、この古墳の中央部から別に家形石棺が發掘されたが、棺内に

は刀劍五口、貝輪二個、金銅片等があり、棺外から槍身三口を獲たといふ。いま、この石棺内發見の刀劍五口に屬すると思はれる刀身三口が保存されてゐて、そのうち二口は鐵製素環頭大刀であることが知られてゐる。すなはち、その一は長さ二尺三寸八分、環頭の長徑が一寸六分のものであり、他の一口もほぼ同形であるといふ。^②

3 出雲國能義郡荒島村荒島・大成古墳 小丘陵の上に作られた、一邊の長さ二十間ばかりの古墳で、葺石が著しく、長さ約二六尺、幅三尺八寸、高さ三尺五寸の竪穴式石室を内部主體とする。副葬品と



第十八圖 (1)出雲大成古墳及(2)朝鮮道濟里第五〇號墳發見鐵製素環頭大刀實測圖 Fig. 18.

しては二神二獸鏡、刀劍、鐵鏃、土師器などが擧げられてゐるが、そのうちに鐵製素環頭大刀一口が含まれてゐる。長徑七・二寸の素環を有し、全長八七・五寸の、ほとんど反りのない直刀で、柄縁及び鞘口に木製装具の一部が遺つてゐるのが注意に價する(第十八圖^①)。

4 備前國邑久郡行幸村服部・花光寺山古墳 低い丘陵を利用して作つた、前方部の低く細い、前方後圓墳で、長さ約三六〇尺、後圓部徑二二〇尺、前方部幅一八〇尺、後圓部高三三尺、前方部高十八尺と計測されてゐる。後圓部の中央に凝灰岩製の組合式長持形石棺があり、その前後に板石で圍んだ小

石室が附設されてゐて、そこから鏡二面、刀劍鎗身、刀子、斧頭、鉞、鐵鏃、銅鏃などと共に、總長二尺九寸の内反りの鐵製素環頭大刀一口が檢出されてゐる。^④ 二面の鏡は内行花文鏡と三神三獸獸帶鏡であるが、前者は傳世の舶載品であり、後者は銚子塚古墳のそれとは異つた型式の仿製鏡である(六〇頁、表參照)。

5 和泉國堺市旭ヶ丘・七觀古墳 履中陵の後圓部の後方にある徑四〇米、高さ八米の圓墳で、二個以上の粘土槨があつたらしく、遺物の出土状態は明確を缺くが、三角板革綴衝角付冑、細板鉄留衝角付冑、三角板革綴短甲、三角板鉄留短甲、頸鎧、肩鎧等が、刀劍、鎗身、鐵鏃、斧頭、鉞及び鐵製環狀の鏡板を備へた轡その他の馬具とともに採集されてゐる。鐵製素環頭大刀一口は、身の長さ二尺三寸一分、莖の長さ四寸七分、これに長さ一寸七分、幅二寸の扁圓形の素環を附した内反りのものである。^⑤ といふから、全長は二尺九寸五分になる。最近同じ古墳の一部から金銅製龍文透彫鍔帶金具^⑥が三角板革綴短甲その他とともに發掘されてゐる。

6 大和國生駒郡跡村佐紀衛門戸・丸塚古墳 日葉酢媛陵の東方約三〇〇米の畑地の間にある圓墳で、大正二年に土地の所有者が礫石採掘のため發掘中に遺物を發見したといふ。當時の警察署への届書によると、地表下四尺に厚さ一尺五寸の粘土層があり、その下方から遺物が發見され、その下には厚さ五寸の粘土層をへだてて、二枚の板石が敷かれてゐたといふから、一種の粘土槨を内部主體としたものであらう。鏡十四面、刀劍二一口のほか、銅鏃十九個があつたやうである。この届書にはない琴柱形石製品四個を、伴出品として取り扱つてゐる人もあるが、以上が副葬品のすべてではなかつたかも知れない。届書には鐵製素環頭大刀と認められるもの四口が圖示されてゐて、長さ二尺九寸、一尺六寸などと記入があるが、四口がそれぞれ大小種々であつたことを推しうる

に過ぎない。もとよりこの種の刀の特色である内反りの有無などは記載がない。

7 山城國綴喜郡八幡町志水・東車塚古墳 八幡町の南方に河内街道を挟んで存する二基の前方後圓墳の一つで、西車塚が自然の丘陵をある程度利用して作られたと認められるに對し、この東車塚の方は平坦地にあつて、ほとんど盛土ではないかと思はれる。墳丘はいま舊松花堂の庭の一部となつて、原形をどどめてゐないが、もと後圓部徑が二十間に上るものであつたことを推測しうる。遺物は後圓部と前方部とから別々に發見されたといふが、後圓部の埋葬設備は一種の粘土槨であつて、鏡、三面、勾玉、二個のほか、刀劍、斧頭、鐵鏃、甲冑などが副葬されてゐたと傳へる。その中に三、口の鐵製素環頭大刀があつて、一は身の長さ二尺五分、莖四寸七分、その端に長徑一寸七分、短徑一寸二分の扁環を附し、全身少しく内反りを示すもの（全長二尺六寸四分）、二は前者に比して大型の環を有する内反刀の斷片、三はまた莖部のみを存する斷片であると報告されてゐる。^①なほ、前方部發見の二神二獸鏡には、それが仿製鏡かと思はれるものであるにもかかはらず、尙方作竟ではじまる三八字の銘帶があるのは、中國製鏡をそのままふみかへして鑄造したためであるといはれ、その點では銑子塚古墳の仿製有銘鏡とは性質を異にしてゐる。

8 伊賀國名賀郡依那古村才良・石山古墳 丘陵を修飾して作つた前方部の狹長な前方後圓墳であつて、全長約一二〇米、後圓部徑約七〇米、前方部幅約四〇米、後圓部高一米、前方部高六米ある。後圓部にある三個の粘土槨のうち、すでにふれた西方の槨から、六七個の鍬形石、石劍、車輪石をはじめ、鏡、玉類のほか、刀子や斧などの同種多量の滑石製模造品などの豊富な副葬品とともに、鐵製素環頭大刀一口が發見された。また、東方の槨の外部に置かれた副葬品中にも、箱に收めて埋めたと思は

れる状態で発見された鐵刀二〇口のうちに、一口の鐵製素環頭大刀が含まれてゐた。前者は全長一米を超える長大な内反りの大刀であり、後者はさらにそれよりも長く、一米一〇釐あり、直弧文を線刻した木製漆塗の装具を有するものであつた。この東槨の内部からは、また同種多量の滑石製模造品とともに、巴形銅器を飾りつけた楯、鞆や、三角板革綴の短甲などが発見されてゐる。

9 尾張國西春日井郡桶村味鏡・白山藪古墳 徑約十五米の圓墳で粘土槨があり、鏡三面、勾玉、管玉、小玉などに伴つて、鐵製素環頭大刀一口が槨内に副葬されて居り、槨外にも多數の鐵劍があつたと傳聞する。昭和二五年度に南山大學の調査したものである。

10 美濃國不破郡青墓村矢道・長塚古墳 平坦地に作られた前方後圓墳で、長さ約四五間、後圓部徑約二五間、前方部幅約十三間、後圓部高十四尺、前方部高九尺、現狀では湮の痕跡は全く認めることができないといふ。後圓部から二個の木棺が発掘され、多數の石釧類が出土した點で著名であるが、鐵製素環頭大刀一口があつたのは、最初に発見された方の木棺内で、その棺内には鏡三面、鍬形石三個、勾玉、管玉、鐵刀三口があり、棺外から鐵刀、銅鏃などが檢出されてゐる。もう一つの木棺からは、鏡三面、石釧七〇個、石杵二個、石製合子一個その他が発見された^⑧。

なほ、以上の諸古墳出土の鐵製素環頭大刀とはやや特徴を異にするが、あはせ考へるべきものに次の二例がある。

11 肥後國玉名郡江田町船山古墳 平坦な臺地上に築かれた前方後圓墳で、長さ約一四〇尺、後圓部徑九〇尺内外、前方部幅七八尺、後圓部高二六尺餘、前方部高約二〇尺ある。後圓部に横口式家形石棺を直接埋めた内部構造があつて、金銅製の冠帽、沓帶金具が、細金細工の耳飾二種や、鏡六面、玉類、衝

角付冑、横矧板革綴短甲、横矧板鋌留短甲、頸甲、馬具、刀劍、鎗身、鐵鏃、陶質土器などと共に副葬されてゐた。環頭大刀二口もその中に含まれてゐて、その一は鋒先の部分が少しく缺失してゐるが、現存長二尺六寸七分あつて、柄頭は薄い銀板で包まれた素環になつてゐる。その二は長さ二尺七寸三分あつて、環内に裝飾的附屬物を配してゐないといふ點では、素環頭大刀の系統に屬するが、その莖に装着した環には龍文を浮彫で表はし、それに銀象嵌を施し、さらに一部に金箔を置くといふ^⑥。他に類のない遺品である。

普通に鐵製素環頭大刀と呼ぶものは、すべて鐵鏽によつて厚く被はれ、肥大した状態で發見されるので、たとへ環にこの様な彫刻が施されてゐたとしても、それを注意しえないのではないかといふ懸念はあるが、一應この船山古墳の彫文素環頭大刀は、鐵製素環頭大刀としては特殊な遺例として扱つておきたい。

12 河内國南河内郡藤井寺町津堂・城山古墳 臺地の末端に位置するが、ほとんど全部土を盛つて作つたと思はれる、廣い周濠をめぐらした前方後圓墳である。いま著しく削平されてゐるが、もとは長さ五五〇尺を超へ、前方部幅約三八〇尺、後圓部徑はほぼこれに等しく、後圓部高は五〇尺に達したと推定されてゐる。明治四五年、その後圓部において巨大な組合式長持形石棺を藏した豎穴式石室が發見せられ、棺の内外から鏡三面、玉類、車輪石一個、金銅製弓弭一個、銅製矢筈五個、銅鏃一個、刀劍、石製刀子一個、石製劍一個、巴形銅器八個、その他の遺物が採集された。そのうち、棺外にあつた環頭大刀一口は、環内に鐵製の鳳頭の形象を配した形式であるが、棺内から發見された鐵製素環頭劍身一口は、關より鋒にいたる長さ二尺一寸三分、身幅一寸七分あり、長さ五寸の莖を経て、いまほとん

ど缺失してゐるが、環狀に作つた柄頭を有してゐる。残存する全長二尺七寸といへば、劍としては長大なものであり、環頭を有する點から見ても異例の遺品であつて、一般の鐵製素環頭大刀との關聯において、十分に問題とするにたるものである。

さて、以上に列舉した十餘の古墳は、鐵製素環頭大刀を出土した古墳の全部でもなく、またその内容もかなり變化があつて、わづかの實例から結論めいたものを導き出すことは危険であるが、少しくこれらの古墳の年代觀について私見を述べて見たい。

まづ豊前石塚山古墳であるが、その内部構造が割石積みの長大な堅穴式石室であると推測せられる點では、畿内における前期古墳の諸例と一致するが、その立地や段築の完成した墳形から見ると、必ずしもそれと同一視しえないことが想はれる。それが畿内から遠く離れた九州の古墳であることをも考慮して、かりに漠然と四世紀のものと推定しておきたい。つぎの肥後繁根木古墳については、いま残つてゐる鐵製素環頭大刀を出した石棺には、それが家形石棺であるといふ點に着目する以外に、年代を論ずるにたる副葬品がない。しかし、同じ封土の中にある横穴式石室からは、眉庇付冑二個が発見されてゐるから、この比較的年代の限られた遺品の存在によつて、五世紀中葉といふ時代をこの古墳に與へることができらう。出雲大成古墳の場合は、その内部構造が古い堅穴式石室の形式によつてゐる反面において、その外形が畿内では古くはあまり例を見ない方墳であるといふ事實を考慮して、これまた四世紀代のものと推定しておきたい。備前花光寺山古墳の年代は、その石棺が粗製であるとはいへ、組合式長持石棺の範疇に屬するものであるといふ事實によつて、この形式の石棺の盛行した、五世紀代あるひはそれに近いものと推論するののも一つ

の方法であらうが、傳世の内行花文鏡を有することなどからいへば、四世紀代に置かれる可能性が強い。多少の餘裕を與へて、この古墳を四〇〇年頃のものとして考へて置かう。和泉七觀古墳はもしそれが履中陵の陪塚であるとすれば、その上限は五世紀前半に遡ることになる。副葬品中の甲冑になほ革綴の型式のものが多く、金銅製帶金具の龍文から考へても、その可能性は多分にあるが、他方にはすでに馬具の伴出をも見てゐることであるから、まづ五世紀中葉に比定しておきたいと思ふ。大和衛門戸古墳もまた、その位置から考へて、成務陵・日葉酢媛陵よりも新しく、磐之媛陵などに近い年代のものである可能性が強い。その意味で漠然と四世紀代といひうるに過ぎないが、鏡がすべて仿製品であり、しかもその内行花文鏡や龍鏡の圖文^⑧から見れば、むしろ四世紀の後半、あるひは四〇〇年前後に比定すべきもののやうに思はれる。いづれにしても、すでに述べたやうに遺物の配列状態や、その配置の範圍から考へられる棺の大きさが、銚子塚古墳にきはめて近似してゐる點で、それとほぼ同じ頃の古墳と認めることができるであらう。山城八幡東車塚は墳丘の破壊がはなはだしいので、その方面から立論することは困難であるが、竪穴式石室を内部構造とし、自然の地形の利用度の高い西車塚に比べて、やや後に作られたものと見ることは許されるであらう。さうすると相當の振幅をもつて、一應四〇〇年前後のものと考へることができであらう。伊賀才良石山古墳は墳丘の位置、形狀から見れば古調を存してゐるが、形象埴輪には應神陵のそれに近似するものがあり、碧玉製腕飾類の豊富な副葬とともに、刀子・斧などの多數の滑石製模造品の發見もあつて、著者のひそかに四〇〇年前後に比定しようと考へてゐるものである。かくの如く同種多量の石製模造品を埋葬に使用した時期が、古墳時代中期の前半、すなはち、四世紀末乃至五世

紀前葉に求められることについては、別に論じたことがあるから、ここでは繰り返へすことを避ける。尾張白山・簀古墳については特にいふべきことはない。美濃長塚古墳については、それが平坦地に作られた前方後圓墳である點を強調したく、他の一棺における七〇個の石釧の副葬が、伊賀石山古墳の鍬形石・車輪石・石釧を合算した數量にほぼ近い點で、全國的に一、二を爭ふ特殊な遺物相を示す事實を、木棺を用ひた葬法の一致とともに、年代の近接さを物語る證據として挙げたいと思ふのである。肥後江田・船山古墳の年代が五世紀後葉に求められることについては、また別に述べたことがある。この古墳がその他の諸古墳よりも後におかれるといふことは、同古墳出土の鐵製環頭大刀のみが、環身に彫刻や象箆のある特殊な形式に屬してゐるといふ事實と矛盾するものではない。河内津堂・城山古墳の長持形石棺は、この種の石棺の中ではおそらく早い時期のものと思はれる。したがつてこの古墳が允恭陵に比定せられてゐることを論外においても、五世紀の前半にその年代を考へることは動かないであらう。車輪石・銅鏃・巴形銅器・石製刀子・石製劍など、伊賀石山古墳と共通した遺物のあることも注意すべきであらう。

これを要するに、鐵製素環頭大刀がわが上代の古墳に副葬せられた年代を、もし一定の範圍に限りうるとすれば、それはすでに墳丘が自然の地形の利用から、人爲的な盛土による築造に移りはじめた時期以後であり、しかも前方後圓墳においては、地方ではその前方部の形狀がなほ低く細い形に作られてゐた時期にはじまつてゐることが知られる。内部構造に長大な豎穴式石室を用ひた例としては、豊前に一例があるにすぎないのは、偶然の結果であるかも知れないが、それが木棺を直接土中に埋めた粘土槨の盛行した時期であることは否定し得ない。その木棺に、割竹形の長大な

もののほかに、すでにそれよりは短い組合式長持形木棺の形式が採用せられはじめ、また組合式長持形石棺の發生をも見てゐることも事實である。その時期の中ではおそい一例であるにしても、家形石棺もまた鐵製素環頭大刀の世に行はれた時期において出現してゐる。伴出副葬品からいへば、碧玉製腕飾類や銅鏃の使用がなほ續いてゐるとともに、同種多量の滑石製模造品や馬具の副葬もこの時期にはじまつてゐる。甲冑では短甲に三角板革綴および横矧板革綴の手法がまだ殘存してゐるが、鋌留短甲や挂甲の出現期とも相接してゐたやうである。眉庇付冑の行はれた短い時期も、鐵製素環頭大刀の時期と接觸をもつてゐる。これを實年代でいへば、四世紀中葉から五世紀中葉にわたる頃と考へられ、簡單に四〇〇年前後に中心を置くものといふも、大きな誤りはないかの如くである。

しかし、以上のような結論は、鐵製素環頭大刀の年代を日本の古墳の副葬品のみによつて考へた場合に導かれるもので、これがわが國獨自の遺物でない以上、さらに海外の實例による検討が必要であらう。素環頭大刀の源流は古く北方系銅刀子の環頭にまで遡るまでもなく、漢代の銅製素環頭大刀に直接の原型を求めうる上に、また樂浪古墳においてすでに鐵製素環頭大刀の發見されたものがあるから（第十八圖）²、それが三世紀代にわが國へもたらされたことを考へることも不可能ではない。さらに『魏志倭人傳』に魏の天子から卑彌呼への下賜品の一つとして擧げられてゐる五尺刀^④、二口の實體を、もしわが國に普通に用ひられてゐた鐵刀とは様式の異つたものに求めるとすれば、この種の鐵製素環頭大刀のほかに適當なものが見當らないことも事實である。しかしまた、朝鮮三國時代の新羅古墳の副葬品中にも、同じ鐵製素環頭大刀がしばしば發見せられてゐる。そこで

はこの種の大刀は、この時代を代表する龍鳳の彫文を環内に配した、金銅製その他の華麗な環頭の形式に比して、より古い時期の古墳に副葬せられてゐるといふよりも、かへつて一段粗末な大刀の形式として、同じ時期に内容の豊かでない古墳の遺物群中に含まれてゐるといふ事實がある^⑥。したがつて、南鮮における鐵製素環頭大刀の使用年代は、五世紀後半あるひは六世紀前半においても、なほ續いてゐたものと見るほかはないであらう。しかも朝鮮におけるそれらの鐵製素環頭大刀が、金銅製その他の有飾環頭大刀と同様に、耳飾や鍔帶金具などの、金銀を使用した裝身具を伴つて副葬せられてゐるに對して、わが國では有飾環頭大刀はしばしばそれらの遺品を伴出するが、鐵製素環頭大刀はからうじて和泉七觀古墳における必ずしも同時の埋葬に屬するとは斷定しがたい遺物群中に、鍔帶金具^⑦の隨伴した一例を見るのみである。もつともわが國においても鐵製素環頭と有飾環頭との二種の柄頭が、全く無關係なものではなかつたことは、河内津堂城山古墳から珍らしい鐵製素環頭劍と鐵製有飾環頭大刀とが、石棺の内外から伴出した一例があり、また肥後江田・船山古墳出土品のやうな、鐵製素環頭ではあるが環體に彫刻と銀象嵌とを加へた、裝飾的に有飾環頭大刀に一步近づいた遺品の發見されてゐることによつて立證せられる。前者が五世紀前葉に比定せられて、わが國における有飾環頭大刀のほゞ上限を示し、後者がまた五世紀後葉に位置づけられて、鐵製素環頭大刀の主としてわが國で行はれた時期の後につづくものであるとする私見が容れられるならば、わが國においては、鐵製素環頭大刀と有飾環頭大刀とは、互にその盛行した時期を異にし、ほゞ前後の時間的關係を保つて行はれたものの如くである。

したがつて、もし朝鮮における鐵製素環頭大刀の使用の時期を、樂浪木槨墳出土の漢代の遺品に

はじまり、三國時代新羅古墳の諸例にいたるものとして、ただわが國よりも早くから用ひられ、かつ遅くまでつづいたといふ表現で理解するならば、問題はきはめて簡單であらう。しかし、實はわが國の遺品の半ばが、その頃に當ると考へうる四世紀の後半の頃は、半島では丁度適確な鐵製素環頭大刀の實例の乏しい時期に當つてゐるのである。したがつて、日本古墳出土の鐵製素環頭大刀の系統としては、必ずしも朝鮮に直結するものでなく、その背後の中國における流行の反映として解釋すべきものではあるまいか。もつとも、わが國における鐵製素環頭大刀出土古墳の年代が、四世紀中葉以前には遡らないであらうといふ如上の私見に對しては、それが系統的に大陸につながるものである以上は、遺品の傳來がより古くありえたことを考慮することも可能である。ただし、當時の古墳から發見される數多くの刀身のうちで、これのみが大陸よりの傳來品であると斷じうる證據もまた乏しく、その刀身にやや顯著な内反りの見られるものが多いといふ一事を除いては、直弧文を刻した木製漆塗の裝具を有する伊賀石山古墳例の如く、少なくとも外装はわが國獨自の意匠によつたことの知られるものもある。要するに可能な種々の場合を考慮しても、わが國の古墳に鐵製素環頭大刀の副葬が行はれた年代の中心が、四〇〇年前後に位置づけられるといふ點には支障がないと思はれる。それはまた、本銚子塚古墳の年代觀に一つの示唆を與へるものである。

註①梅原末治博士「豊前京都郡の二三の古墳」(『中央史壇』第九卷第六號 大正十三年)。

②梅原末治博士・古賀德義・下林繁夫「熊本縣下にて發掘せられたる主要なる古墳の調査(第一回)」(『熊本縣史蹟名勝天然記念物調査報告』第二冊、大正十四年)。

③梅原末治博士「丹波國南桑田郡篠村の古墳(特に方形墳に就いて)」(『考古學雜誌』第九卷第一號、大正七年)。

④梅原末治博士「備前行幸村花光寺山古墳」(日本古文化研究所報告第四「近畿地方古墳墓の調査」二、昭和十二年)。

⑤末永雅雄博士「七觀古墳とその遺物」(『考古學雜誌』第二三卷第五號、

昭和八年)。

⑥『京都大學文學部陳列館考古圖錄 新輯』(昭和二六年) 圖版二二參照。

⑦梅原未治博士「山城國八幡町の東車塚古墳」(『久津川古墳研究』大正九年)。

⑧藤井治左衛門「岐阜縣不破郡青墓村大字矢道長塚古墳」(『考古學雜誌』第十九卷第六號、昭和四年)、同「岐阜縣長塚古墳第二回發掘品報告」同第十九卷第七號)、同「岐阜縣長塚古墳第三回發掘品報告」(同第十九卷第九號、昭和四年)。

⑨梅原未治博士「玉名郡江田村船山古墳調査報告」(『熊本縣史蹟名勝天然記念物調査報告』第一冊、大正十一年)、及びその後の同博士の調査に依る。

⑩梅原未治博士「河内國小山城山古墳調査報告」(『人類學雜誌』第三卷第八・九・十號、大正九年)。

⑪たとへば丹後國與謝郡岩瀧町大風呂・丸山古墳からも、全長七六厘の鐵製素環頭大刀が出土してゐることを、本書校正中に知ることができた。丸山古墳は宮津灣に臨んだ山上の圓墳で、箱式棺を内部主體とし、

伴出品としては畫象鏡一面、銅鏡十六本が知られてゐる。樋口隆康氏の教示による。

⑫小林行雄「古墳時代における文化の傳播(上・下)」(『史林』第三三卷第三號・第四號、昭和二五年)。

⑬後藤守一「漢式鏡」(大正十五年)。

⑭『魏志倭人傳』に景初三年十二月(原典には二年とあり)倭の女王の獻貢に對する返禮の品を列記した後につづけて、「又特賜_ニ汝紺地句文錦三匹、細斑華鬘五張、白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠、鉛丹各五十斤、皆裝封付_ニ難升米、牛利_一。」とある。銅鏡百枚その他に對して刀二口といふのは少きにすぎると思ふが、それには魏の側に何か理由があつたのであらうか。それとも倭人が刀を欲しなかつたのであらうか。

⑮たとへば有光教一「慶州皇南里第八十二號墳第八十三號墳調査報告」(『昭和六年度古蹟調査報告第一冊』昭和十年)、齋藤忠「慶州皇南里第百九號墳皇南里第十四號墳調査報告」(『昭和九年度古蹟調査報告第一冊』昭和十二年)等を見よ。

第三 三神三獸獸帶鏡について

遺物に關する考察(二)

銚子塚古墳出土の副葬品の中で、つぎに問題とすべきものは十面の鏡鑑である。そのうちの二